

県中農林事務所須賀川農業普及所整備基本構想

1 庁舎新築の必要性

- (1) 須賀川農業普及所の令和4年4月1日現在の状況
- 須賀川市から土地を無償貸借し昭和47年に設置。
 - 令和元年度に須賀川市から移転要請があり、県では現庁舎を令和3年度に解体したところ。
 - 令和3年10月に庁舎から退去し、新庁舎建設・移転までの間、隣接する須賀川市産業会館を須賀川市から借用し、仮庁舎として利用している。
 - 新庁舎建設場所については、須賀川市の意向や、農業者等にとって技術・経営に関する相談等のため気軽に立ち寄る機関である農業普及所を従前地とは大きく異なる場所へ移動させることは不利益になることから、これまで同様、須賀川市内に建設する。

＜須賀川農業普及所の業務等の概要＞

農業改良助長法（昭和23年法律第165号）の規定に基づき、普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的にこれらの改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図るための地域拠点。

県では、本県における普及事業の基本的方向と実施内容等を示す「福島県協同農業普及事業の実施に関する方針」を定め（令和2年9月策定）農業普及事業を推進している。

須賀川農業普及所は、県内14の普及事業活動拠点のうち1拠点として、また、県中農林事務所の出先公所として、須賀川市・岩瀬郡・石川郡を管轄エリアとして普及指導業務に当たる。

（具体的な業務）

- ・ 集落営農の推進、農業担い手の育成、新規就農の支援等
- ・ 地域特性を生かした作物の産地化、認証 GAP の推進
- ・ 中山間地域農業の推進、環境と共生する農業の支援
- ・ 制度資金活用支援等、農作物の放射性物質モニタリング 等

（組織体制（令和3年度））

職員等20名（県職員16名、ほか4名）

所長1、次長兼地域農業推進課長1、地域農業推進課員6、経営支援課8

上記の他 農業振興公社駐在員1、会計年度任用事務職員等3

※ 本県普及事業の実施体制及び実際業務の具体例については後述「参考 農業普及事業、実施業務のイメージ」参照

○ 令和3年度解体の庁舎の概要

- ・ 庁舎 鉄骨2階建、建築面積240㎡・床面積368㎡
- ・ 車庫 2棟 建築面積78㎡・床面積78㎡、建築面積38.25㎡・床面積38.25㎡
- ・ 土壌分析室 建築面積33.12㎡・床面積33.12㎡
- ・ 敷地総面積2,230㎡

2 新庁舎の建設

(1) 庁舎の建設場所

須賀川市芦田塚203-17（県営住宅芦田塚団地跡地）

地図 別添1

敷地面積 約2,660㎡（全部事項証明書）

(2) 庁舎建設に当たっての基本的考え方

① 周辺地域との共生

計画している敷地は住宅団地内に位置していることから、周辺環境に調和するとともに、農業者はもとより住宅団地の住民等も気軽に訪問・交流する、地域コミュニティと共生する施設整備が求められる。

具体的には、各室の採光を十分に確保しながら、県政・農政情報の閲覧、地域住民向け家庭菜園に関する情報提供や相談に応じるオープンスペースを設けるとともに、若手農業者による直販会などのイベント時には、内部空間と外部空間が一体的に機能する施設とする。

また、計画している敷地が住宅団地の南端部に位置しており、敷地の入り口が北側になることから、住宅団地に配慮した意匠性・平面計画・配置計画とする。

② 次世代の農業普及所としての施設機能の実効性確保

これからの農業技術・経営改善に関する指導・情報提供を始め、本県の未来の農業を担う新規就農者の確保・育成に向けた就農相談や、就農して間もない者への経営相談対応等就農サポートを実効性のあるものとするための施設整備が求められる。

具体的には、60人程度の会議・研修室と資金計画の相談等に対応できる2つの個室型相談室を設けながら、20人から80人程度の会議・研修や少人数の打ち合わせにも同時に対応できる可変性を兼ね備えた空間・平面とする。

また、来庁者と職員が交流しながら快適に過ごせるよう、諸室が有機的に連携し設備機能が効率的に配置されるなど、限られた延べ面積を有効活用しながら施設の機能を最大限に発揮できる魅力ある内部空間構成とする。

③ 脱炭素社会の実現に資する木造化・木質化の実現

脱炭素社会の実現に資するため、建築物等における木材の利用の促進が求められている中、公共建築物においては木造化・木質化の促進が求められていることから、「ふくしま県産材利用推進方針」（平成23年7月制定、令和4年4月改正）を踏まえ、木材利用による脱炭素社会の実現と県農林水産業振興のPRの場を兼ね、県産木材利用の促進を体現した木造化・木質化された庁舎として、その魅力を発信できるデザイン性を兼ね備えた施設とする。

④ 省エネルギー化、再生可能エネルギー活用による環境への配慮

「福島県地球温暖化対策推進計画」（計画期間：令和4年～令和12年 令和3年12月改定）を踏まえ、エネルギーの効率的な利用を促進するため、省エネルギー対策の実施、再生可能エネルギーの活用による庁舎のZEB化を実現する。ZEBランクはNearlyZEBを目標とする。

また、維持管理等の観点からは、設備機器の日常的な管理の省力化、ZEB化の効果の検証と改善計画の立案を立てやすい仕組み、設備機器更新を容易にする取組、ライフサイクルコストの削減に配慮した施設とする。

(3) 補足

○ 県産材利用による木造・木質化

新庁舎の整備においては、福島県農林水産業の振興施策を踏まえ、その施策の実現に向け率先して取り組むこととし、「ふくしま県産材利用推進方針」に基づき、庁舎は木造とし、可能な限り庁舎の居室、通路等の木質化を図る。また、木造化・木質化に当たり県産材を優先的に使用する。

(参考)「ふくしま県産材利用推進方針」抜粋

2 県が整備する公共建築物における県産材利用の推進

(1) 整備方針、基本構想又は基本計画における木造化・木質化の検討

県が整備する公共建築物は、施設毎に定める整備方針、基本構想又は基本計画（以下「基本構想等」とする。）に基づき建築するが、その策定前の各段階において施設の規模や用途、技術面や（4）に示す留意事項を考慮し、木造化による整備を関係者で検討する。検討に際しては、用途に応じて木造と他構造のハイブリッド構造も視野に入れながら、原則として木造化が図られるよう、基本構想等を取りまとめるものとする。

木質化についても同様の検討を行い、原則として木質化が図られるよう、基本構想等を取りまとめるものとする。

(2) 県産材による木造化・木質化の実施

(1) により取りまとめた基本構想等において木造化・木質化すべきとした施設の整備については、原則として県産材を利用するものとし、基本設計・実施設計の段階においても（4）に示す留意事項を考慮するものとする。

○ ZEB化

新庁舎の整備においては、優れた外皮性能等による省エネルギー対策及び、再生可能エネルギーの活用等により Nearly ZEB 以上を目指す。

なお、施設の整備に当たり、環境省等が行う ZEB 化に資するシステム・設備機器等の導入に係る補助制度等の活用を予定している。

(参考)「福島県地球温暖化対策推進計画」抜粋

第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する施策

2 視点別主要施策

視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策

(1) 分野横断的な施策 イ 住宅・建築物の省エネルギー対策

③ 県有建築物の省エネルギー対策と ZEB 化の推進

県有建築物におけるエネルギーの効率的利用を推進するため、省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの積極的な導入を行うとともに、更なる対策強化のための体制を構築し、県有建築物の ZEB の整備を進めます。

種別	実施項目	R2年度			R3年度				R4年度				R5年度				R6年度				R7年度	
		2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		
現庁舎の解体	設計委託				公告・入札(R2.10~11) 設計委託(R2.12~R3.3)																	
	解体工事委託								公告・入札(R3.7~9)、工事委託(R3.10~R4.3)													
仮庁舎(市旧産業会館)の整備	改修工事委託								公告・入札(R3.2~3)、工事委託(R3.4~9)													
	仮庁舎への転居								引越越し(R3.10)													返却(R7.5まで)
新庁舎建築	用地選定				(R2.10~R3.8)																	
	基本構想策定								(R3.4~R4.4)													
	測量								(R4.7~R4.12)													
	地質調査								(R4.10~R5.3)													
	設計委託(基本・実施)				プロポーザル				プロポーザル(R4.5~8月)、設計委託(R4.9~R5.9月)													
	ZEB補助申請												公募期間(R5.6~7月頃(見込み))									
	工事(建築・土木・電気等)												工事(R6.2~R6.10)									
	転居・業務開始																(R6年度内~R7.4)					

(3) 新庁舎における各施設の概要

※面積等は現時点の想定

実施業務のイメージは後述の参考を参照。

室等名称	面積	摘要(基本仕様、望ましい仕様等)
(直接業務)		
①執務室(打合せスペース込)	131.8 m ²	職員 20 名(R4年度時点)
②研修・会議室	136.1 m ²	収容人数 60 名以上、間仕切り設置
③土壌診断室	43.7 m ²	給湯設備(想定使用量 30~75L/日)、シンク2、外部出入り口、外部にコンクリートを張り土壌等を上げられるスペース設置(部屋の幅×1.5m程度、屋根設置)
④放射能検査試料調製室	19.4 m ²	給湯設備(想定使用量 30~75L/日)、シンク1
⑤放射能モニタリング室	14.6 m ²	壁・天井に断熱材充填(Nal シンチレーション式スペクトロメーターによる検査可能な仕様)
⑥経営相談室1	9.7 m ²	4 人程度収容
⑦経営相談室2	9.7 m ²	4 人程度収容
⑧書庫	21.1 m ²	上部壁に棚板を設置
(庁舎一般設備)		
⑨男子トイレ	9.7 m ²	洋大便器2, 小便器2, 手洗器1、化粧鏡1
⑩女子トイレ	9.7 m ²	洋大便器3、手洗器1、化粧鏡1
⑪多目的トイレ	9.7 m ²	車椅子、オストメイト対応
⑫男子更衣室	9.7 m ²	
⑬女子更衣室	9.7 m ²	
⑭給湯室	9.7 m ²	給湯設備、流し台
(その他)		
廊下面積(幅 1.8~2.7)	58.3 m ²	車椅子対応
計	502.7 m ²	

<補足説明>

(直接業務)

①執務室(打合せスペース込)

普及活動業務を効率的・効果的に遂行できる執務室とし、日々庁舎を訪れる農業者や団体職員等の来庁者が気持ちよく過ごせ、相談等を行うことができる執務環境を確保する。

②研修・会議室

農業者等を参集した普及活動推進のための研修会や説明会、所内運営のための各種会議を行う場として整備する。学校形式、囲い込み方式等あらゆる使用場面に対応する部屋として整備する。

③土壌診断室

土壌試料の調製、試薬を利用したpH、EC、塩基物濃度等の分析を行うに足る化学実験室としての環境を具備するとともに、分光光度・発光光度計（SPAD：230×400×170mm（W×D×H））を室内に設置し、プロパンガスを利用するためのスペース、安全性を確保する。

また、土壌診断室は業務の円滑な遂行の観点から執務室と隣接する場へ整備する。

④放射能検査試料調製室、⑤放射能モニタリング室

農作物や土壌の放射性物質濃度測定のための試料調製を行い、調製に引き続いて NaI シンチレーション式スペクトロメーターによる検査を行う。

検査機器は温度変化で測定値が変動するため、温度変化しにくい室内環境を整備（壁・天井内部へ断熱材充填）する。

また、放射能検査試料調製室と放射能モニタリング室は一連の分析工程を円滑に行うため互いに隣接するよう整備するとともに、土壌診断室における調製作業とも隣接・接続する形で整備。

⑥⑦経営相談室

個室として農業者の経営相談を行うための相談室として相談しやすい部屋とする。

相談室にはテーブル、椅子を配置し、相談者1～3名程度、職員対応者1～3名程度、4名を基本として最大6人が同時に収容される部屋とする。

⑧書庫

文書等が保管可能な機能を具備した部屋とし、上部壁に棚板を設置し、文書等の保管スペースを最大限確保する。

⑨～⑭庁舎一般設備

前述、新庁舎における各施設の概要の表に記載したとおり。

※車庫との接続について

車庫を別棟とした場合は、職員が車庫へ移動しやすい位置に出入り口を設けるよう配慮する。

（4）その他庁舎設備

○ 以下の設備について良質な業務遂行環境を確保できるよう整備する。

給排水、照明、コンセント、換気設備、執務室・研修・会議室空調、衛生器具、電話、LAN（空配管のみ）、非常警報、消火器、誘導標識、給水引込、下水道接続、電気引込等

4 関係法令上の制約等

庁舎の整備に当たっては、各種法令等を遵守するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、人にやさしいまちづくり条例の整備基準に適合させる。

（1）遵守すべき建築関連法令等 ※関係当局との協議により適時見直し

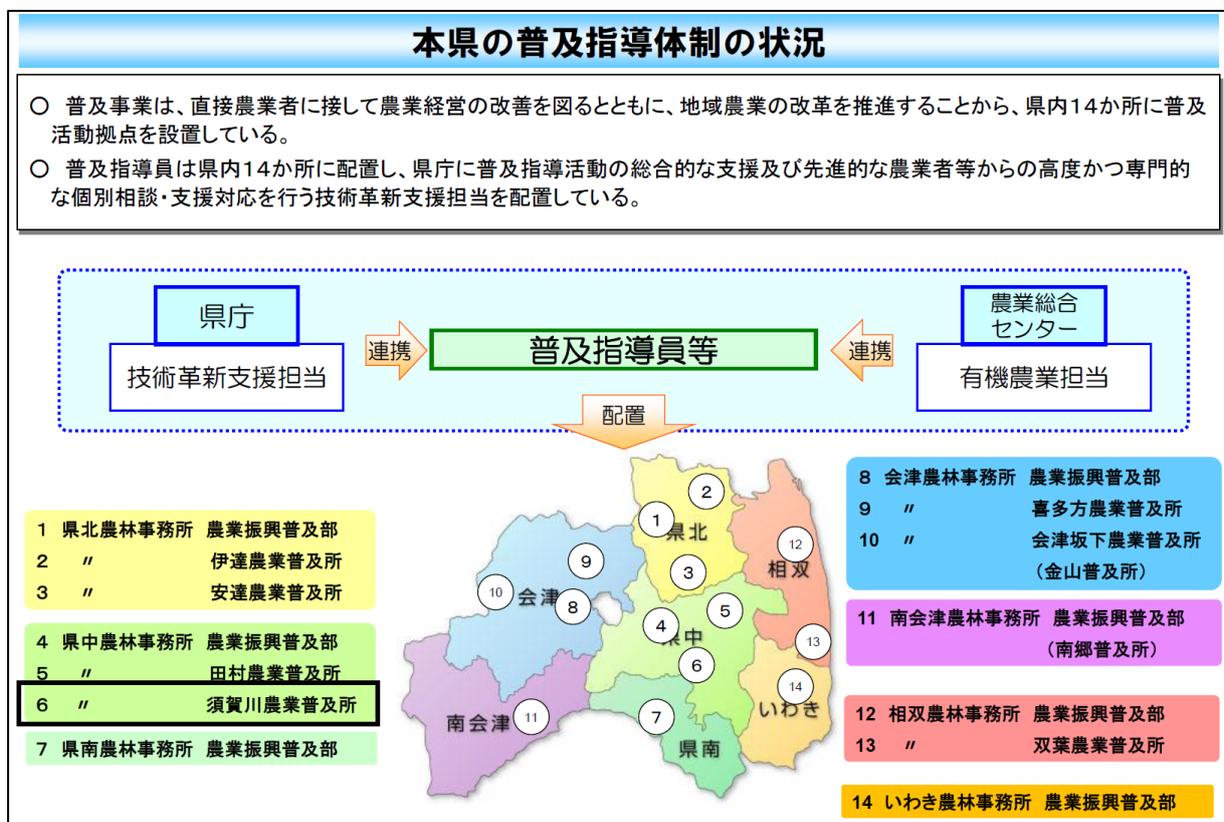
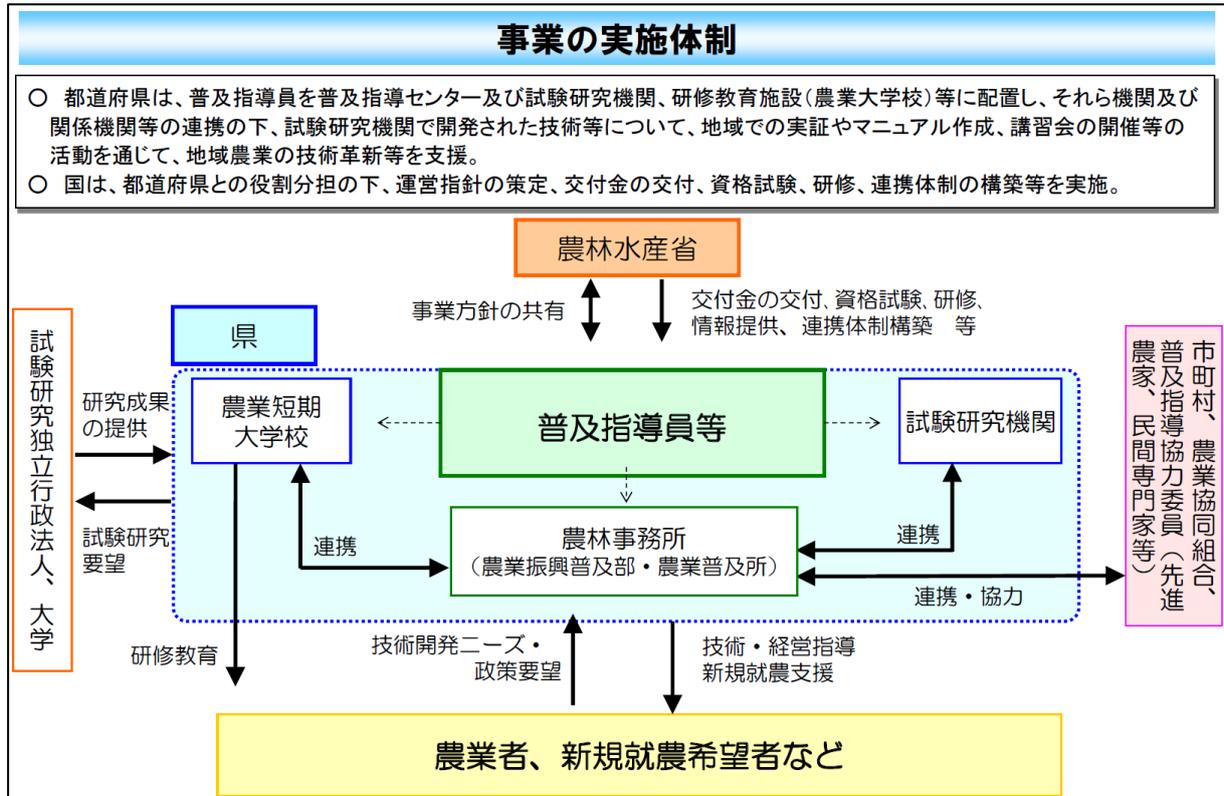
建築基準法、都市計画法、消防法、景観法、土壌汚染対策法、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、人にやさしいまちづくり条例の整備基準 等

（2）その他参考とすべき関係省令等

- ・協同農業普及事業の運営に関する指針
- ・協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)
- ・福島県協同農業普及事業の実施に関する方針

参考 農業普及事業、実施業務のイメージ

<農業普及事業の実施体制等>



福島県農業振興課 HP より

<業務実施のイメージ>

(研修・会議室を利用した業務)

関係者(農業者、JA、市町村等)との打合せ
農業者に対する研修会
協定締結式等のイベントの開催

(経営相談室を使用した業務)

農業者等への経営指導
農業者、関係機関を交えた新規就農相談

(土壌診断室、放射能モニタリング室を使用した業務)



土壌診断室における試料の分析



放射能モニタリング室でのNaIシンチレーション式スペクトロメータを利用した試料の分析
(図では奥にスペクトロメータ配置)

(その他 農業普及所業務の状況)



現場における説明会・講習会



公民館での農業者・住民との地域環境整備に関するワークショップ

県営芦田塚団地跡地



